

適合事業者への 重要経済安保情報の提供等

令和 6 年 8 月 29 日
内閣府

適合事業者重要経済安保情報の提供までの流れ

- 法10条 1 項に基づき、適合事業者重要経済安保情報の提供の流れは、以下のとおり。

行政機関が、行政運営上の必要性や事業者からの相談等を踏まえ、「事業者重要経済安保情報を利用させる必要があるか否か」を判断



行政機関が、事業者に対して、重要経済安保情報の提供する用意がある旨を提案



事業者が、「行政機関から重要経済安保情報の提供を受けるか否か」を判断



(提供を受ける場合) 事業者が、行政機関に対して、適合事業者の認定を受けるために資料を提出



行政機関が、適合事業者であることを認定



秘密保持契約の締結

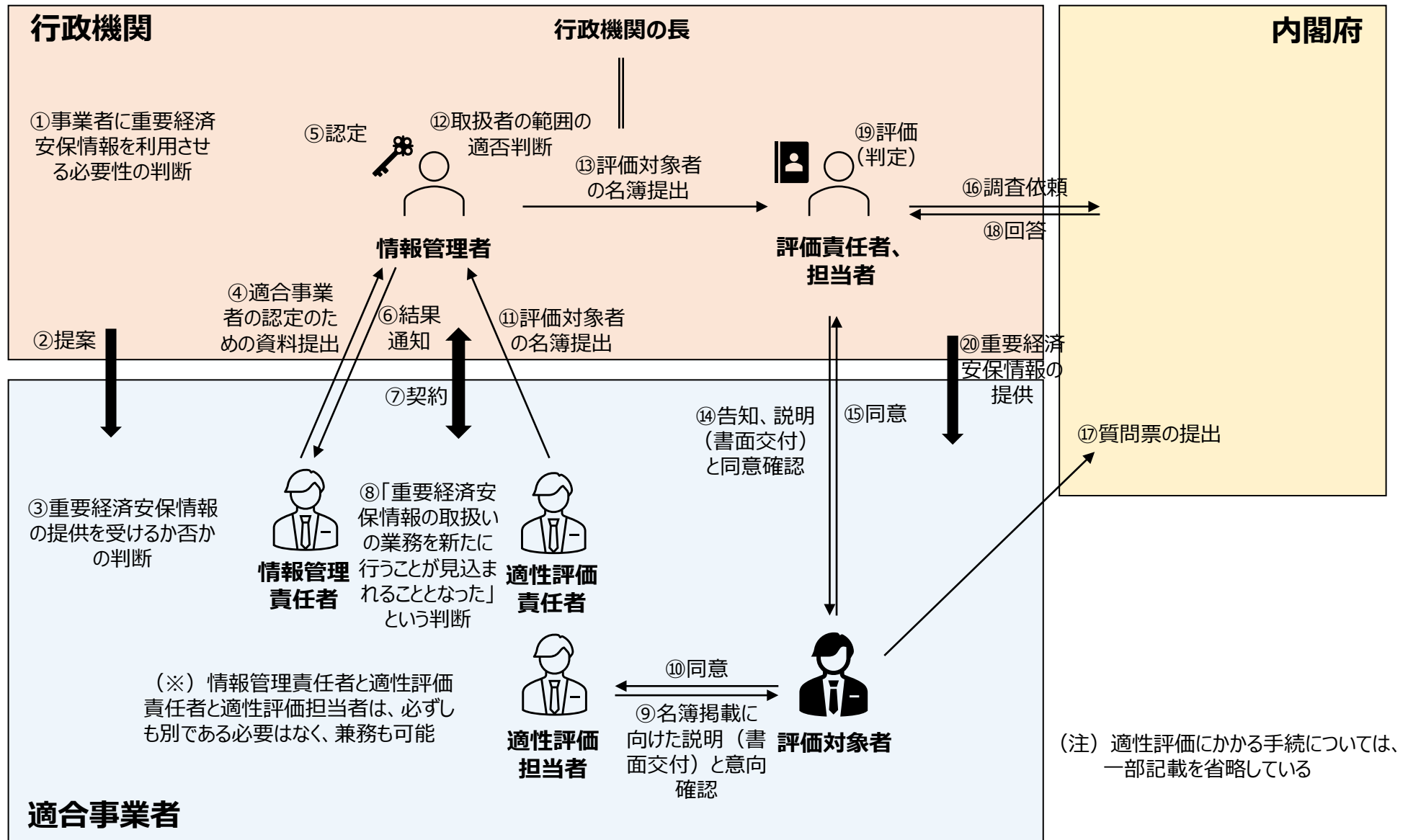


重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれる者に対する適性評価



重要経済安保情報の提供

適合事業者に重要経済安保情報を提供するまでの流れのイメージ



事業者に重要経済安保情報を利用させる必要性の判断

重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、事業者に特定の重要経済安保情報を提供する必要があるか否かを判断。

こうした判断は、各行政機関において、安全保障に関する自身の政策の立案や遂行のために必要であるか否かといった観点から検討されるものと想定されるが、「国際共同研究開発に参加したい」といった企業からの相談を受けて検討されることもあると考えられる。

事業者への事前提案

事業者にとって、重要経済安保情報の提供を受けるか否かは重要な判断であるため、行政機関は、事業者の適切な判断に資するよう、提供予定の重要経済安保情報の大まかな概要やその性質などを（あくまでも重要経済安保情報そのものではない）、情報保全に支障のない範囲で明示。

実際にどういった形で提案がなされるかはケースバイケースであるが、たとえば、調達が伴うものであれば入札にあたっての仕様書に明記されるということが想定され、単なる情報提供に留まるものであれば個別に情報提供されることが想定される。いずれの形をとるにせよ、情報保全に支障のない範囲で、事業者側に必要な情報が提供されることが重要。

なお、概要やその性質に属するような情報であっても、情報保全を徹底する必要があると行政機関の側において判断した場合には、この段階において、秘密保持契約を締結することもあると想定される。

事業者からの資料の提出

行政機関からの提案を踏まえ、事業者として重要経済安保情報の提供を受けることを決めた場合には、事業者は、重要経済安保情報を提供する行政機関から適合事業者の認定を受ける必要がある。

認定にあたっての審査を受けるにあたり、事業者が提出すべき情報は、例えば、以下の通り。

1) 事業者の組織に関すること

- 会社の基本的事項
 - 名称、住所、設立準拠国、議決権の5%超を直接保有する者、代表者や役員の氏名・生年月日・国籍 等
- 事業者内の重要経済安保情報の保護・管理に責任を持つ情報管理責任者に関する事項
 - 役職、職責、氏名、生年月日、国籍 等
- 重要経済安保情報の保護・管理にかかる規程や教育に関する事項
 - 組織内における規程の有無、規程の周知に向けた教育実施の計画 等

2) 管理する場所や施設設備に関すること

- 重要経済安保情報を取り扱う予定の場所に関すること
 - 名称・所属部署、所属部署の業務内容、場所、備えている施設設備、管理方法 等 ※複数の場所を含めることも可（保管、閲覧で異なる場合にはそれぞれ）
- 重要経済安保情報を取り扱う予定の場所において個々の情報を管理する者に関する事項
 - 役職、職責、氏名、生年月日、国籍 等 ※複数人可

適合事業者の認定

事業者から提出された情報を元に、行政機関の長は、以下のような視点から総合的に判断。

1) 重要経済安保情報を取り扱う組織として、情報を適正に管理するための組織内の規程を整備し、それを周知・教育し、履行するために必要な人員体制を備えるなど、事業者として重要経済安保情報が適正に管理できるか。

【留意事項】

- 会社の基本情報や、代表や役員、情報管理責任者の情報などから判断。その際、「株式の外資系比率が高い」、「役員に外国籍の者がいる」といった要素だけで判断するのではなく、「情報を漏らすおそれがないと認められていない者に対しては、仮に上司であっても重要経済安保情報を提供してはならない」といったことが、規程等に照らして徹底されるかといったことを判断。
- その他、規程に定められているべき最低限の事項としては、情報管理責任者の指名手順、重要安保情報を取り扱う者の範囲の決定方法、重要経済安保情報を取り扱うための手続・ルール（Need to know原則徹底、立入・機器持ち込み制限など）、漏えい等の緊急事態への対応手順、といったことなど。
- こうした事項が、社内においてどの程度周知・教育されているかといったことも確認。

2) 重要経済安保情報を取り扱うそれぞれの場所において、適正に管理できるか。

【留意事項】

- 実際に保管・閲覧が予定されている場所を確認した上で判断。

契約の締結

行政機関から適合事業者であることの認定を受けた後、行政機関と適合事業者の間で契約を締結。この契約に定める事項としては、例えば、以下のとおり。

- 重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲
- 重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名に関する事項
- 重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備の設置に関する事項
- 従業者に対する重要経済安保情報の保護に関する教育に関する事項
- 法10条2項の規定により重要経済安保情報を保有する適合事業者にあつては、当該行政機関の長から求められた場合には当該重要経済安保情報を当該行政機関の長に提供しなければならない旨
- 重要経済安保情報の保護・管理するための措置に関する事項（立入制限、電子機器の使用・持込制限、交付・運搬方法など）
- 情報管理責任者、適性評価責任者や個別の管理者の変更、代表や役員、議決権など会社の意思決定に影響を与えることに関する事後の事情変更に対する行政機関への報告
- 再委託の制限
- 違約金の請求、契約解除やそれに伴う行政機関側の損害賠償の免責

○適性評価に関すること

- 候補者名簿の提出
- 適性評価実施のための行政機関への協力
- 個人情報の適切な管理
- 苦情の申出を理由とした不利益取扱い（※）の禁止
- 名簿掲載時の不同意、適性評価実施にあつての不同意・同意取下げ、適性評価の結果の目的外利用（※）の禁止
- 適性評価を受けた者の事情変更の報告

（※）こういった行為が、不利益取扱い・目的外利用にあたるかという点は、第2回で議論したとおり。

適合事業者に重要経済安保情報を保有させるまでの流れ

- 法10条 2 項に基づき、適合事業者に重要経済安保情報を保有させる流れは、以下のとおり。

行政機関が、調査又は研究その他の活動によって事業者が保有することが見込まれる情報について、重要経済安保情報の指定をするか否かを判断



行政機関が、事業者に対して、出現する情報について重要経済安保情報に指定をする前提で、調査又は研究その他の活動の実施を提案



事業者が、上記の前提で調査又は研究その他の活動を実施するか否かを判断



(実施する場合) 事業者が、行政機関に対して、適合事業者の審査を受けるために資料を提出



行政機関が、適合事業者であることを認定、情報指定



調査又は研究その他の活動の実施のための契約、秘密保持契約の締結



重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれる者に対する適性評価



適合事業者が、調査又は研究その他の活動の実施



(想定した情報が出現した場合) 行政機関が、指定された情報として事業者に保有させる

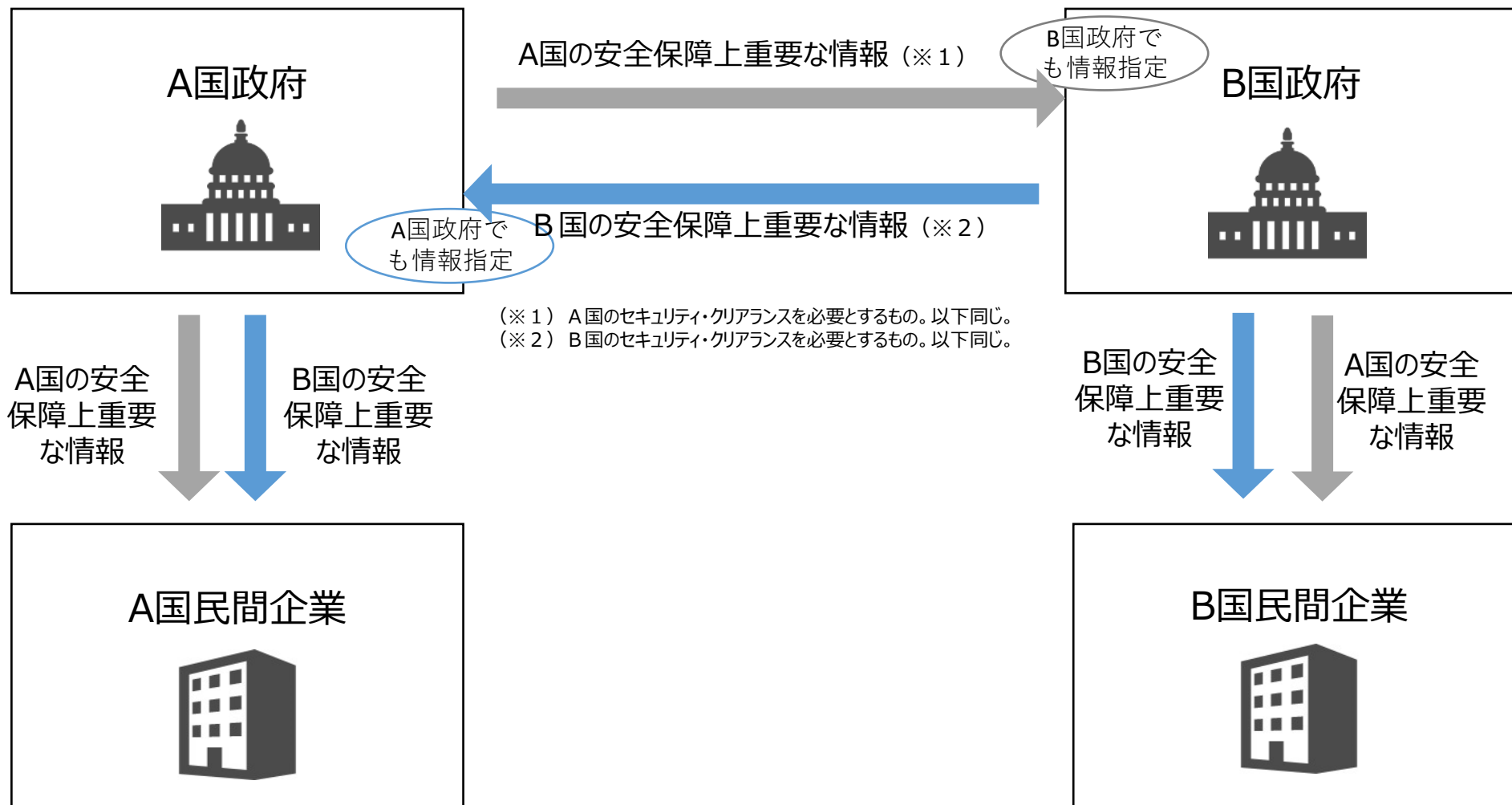
(注) 「調査や研究等を通じて得られた結果を重要経済安保情報に指定すること」を、あらかじめ当事者間で合意して開始した場合のみが対象であり、そうした合意がないまま始めた調査や研究等の結果を事後で情報指定することはできない。

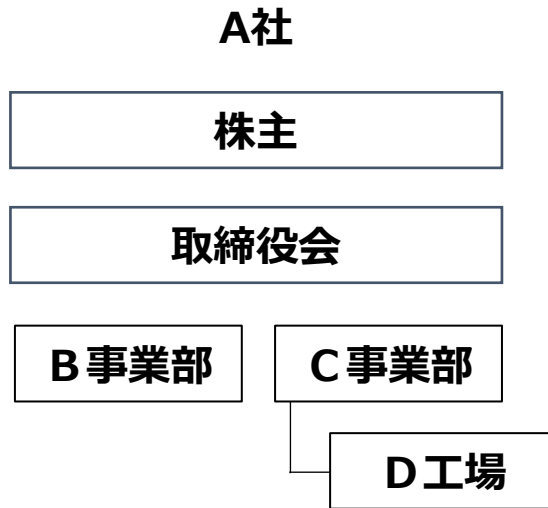
- 行政機関が適合事業者を認定するまでの一連の手続フローは、これで適切か？
- 適合事業者の認定を受けるために、事業者から提出させる情報として、これで十分か？
- 適合事業者として認定するに際して行政機関として考慮すべき事項は、これで十分か？ どのように確認をしていくべきか？
- 適合事業者との契約において定めるべき事項としては、これで十分か？

【参考】セキュリティ・クリアランスと安全保障上重要な情報のやりとりのイメージ

- ❑ 政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報にアクセスする必要がある者に対する信頼性の確認（セキュリティ・クリアランス）は、基本的には自国民が対象。
- ❑ 外国政府の安全保障上重要な情報にアクセスするためには、自国政府を通じて行う必要がある。

※国によっては制度の差異あり。





適合事業者における事情変更への対応については、基本的には、

- 「当初の認定にあたり、行政機関に提出した情報から変更が生じた部分」を適合事業者から行政機関に報告し、
 - その変更部分に関して、行政機関において、改めて審査し、引き続き、「適合事業者」であるか否かを確認する、
- という流れを想定。

たとえば、左記において、「C事業部とD工場で重要経済安保情報を取り扱う」という前提でA社が適合事業者として認定されていた場合に、それぞれの事情変更に対しては、以下の事項を審査することになると考えられる。

（例1）C事業部で適性評価を受けていない者が、新たに重要経済安保情報を取り扱うことになった

→審査することなし（新たな者に対する適性評価は必要）

（例2）B事業部で、新たに重要経済安保情報を取り扱うことになった場合

→B事業部における情報の管理場所や施設を審査

（例3）C事業部で、重要経済安保情報を取り扱う場所が変更になった場合

→C事業部における新たな情報の管理場所や施設を審査

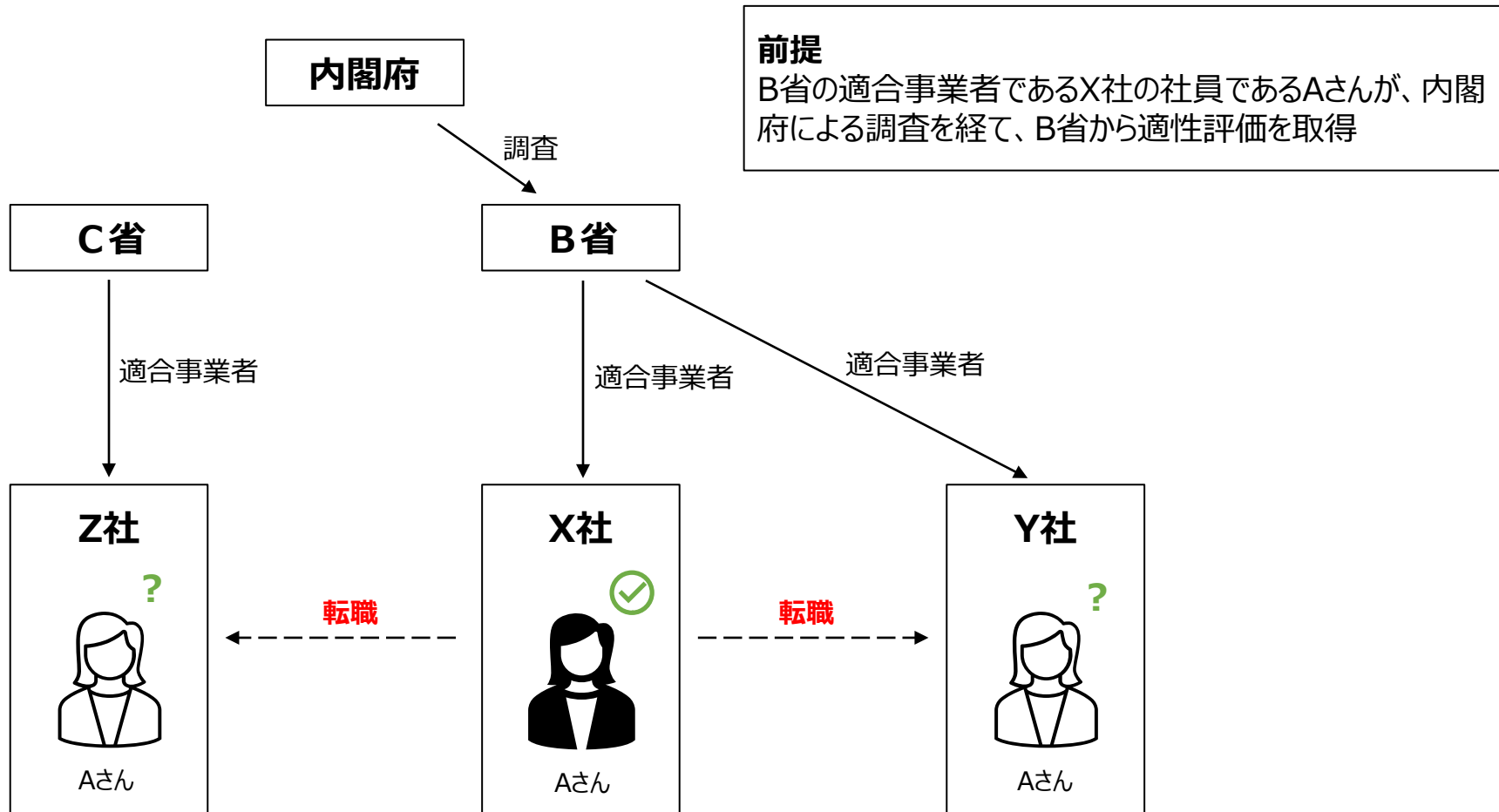
（例4）代表やC事業部を管掌するA社の役員に変更があった場合

→新しい代表や役員の情報を審査

（例5）A社の株主構成に変更があり、新たに議決権を単独で過半数を取得した者が現れた場合

→新しい株主の情報を審査

【参考】転職した場合における適性評価や適合事業者の扱い



(C省の適合事業者であるZ社に転職した場合)
・AさんがZ社においても重要経済安保情報を取り扱う必要があれば、Z社が、Aさんを新たに名簿に追加してC省に提出
・C省が必要性を認めればAさんを適性評価。その際には、内閣府の調査結果を活用。(10年以内であれば)
※AさんやX社は、AさんがX社を退職した旨を事情変更としてB省に報告

(B省の別の適合事業者であるY社に転職した場合)
・AさんがY社においても重要経済安保情報を取り扱う必要があれば、Y社が、Aさんを新たに名簿に追加してB省に提出
・B省が、Aさんを「引き続き漏らすおそれがない」と認めれば再度の適性評価は不要。(10年以内であれば)
※AさんやX社は、AさんがX社を退職した旨を事情変更としてB省に報告